

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 29 日提出

提出者

東近江市議会

議会運営委員会委員長 畑 博夫

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則

東近江市議会会議規則（平成 17 年東近江市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 8 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。